

家畜衛生だより



令和元年12月第31号(鶏)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

今季初!! 愛媛県で採取された野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイルス が検出されました

令和元年11月19日に愛媛県西条市において採取された野鳥糞便2検体から、低病原性鳥インフルエンザウイルス(H7N7亜型)が検出されました。



農場への本病ウイルスの侵入リスクが高まっています。
以下の内容は必ず実施してください!

- ・家きん舎の壁・防鳥ネット等の破損部位の修繕。
- ・農場におけるネズミ等、野生動物の駆除。
- ・農場に出入りする車両の消毒、農場周辺に石灰を散布。
- ・手指・長靴の消毒、家きん舎専用の衣服・長靴の使用徹底。
- ・鳥インフルエンザを疑う症状、死亡率の急激な上昇(通常の2倍以上)など異状を発見次第、家畜保健衛生所に連絡。

動物用医薬品は用法・用量を守りましょう!!

動物用医薬品アモキシシリン(半合成抗菌剤)について、食品中の残留基準値が以下のとおり設定されました。

●アモキシシリン(令和2年4月30日適用)

改正前: 卵 0.01ppm → 改正後: **卵含有してはいけない**



動物用医薬品の使用にあたっては、引き続き定められた用法・用量を守りましょう!!

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください